

令和 7 年 3 月 21 日

協力業者各位

株式会社加治屋

足場点検・本足場に関する法令順守の徹底について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。安全な作業環境の維持にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、近年、足場の点検や設置に関して不適切な事例が増加しており、労働災害のリスクが深刻化しております。

これを受け、労働安全衛生規則の改正および社内ルールの強化により、足場点検および本足場の使用に関する対応は、法令および企業責任の観点から厳守すべき「義務事項」として位置づけられました。

関係各位におかれましては、以下の内容を十分ご理解の上、確実な対応をお願い申し上げます。

【足場点検義務の徹底～2025 年 5 月竣工案件より適用～】

足場業者様：足場設置後、速やかに「点検者の指名」および「足場点検」の記録の提出をお願いいたします。

工務店様：中間検査（躯体・金物検査）までに、上記点検に関する書類を必ずご提出ください。

【本足場の原則義務化～次に足場を設置する現場より即時適用～】

2024 年 4 月 1 日より施行された労働安全衛生規則の改正により、建築物の外壁面に沿って建地（支柱）を二列に設置する「本足場」の使用が原則として義務付けられました。

これは、従来の一側足場と比較して安全性が高く、作業員の墜落・転落事故を防ぐための措置です。

〈適用範囲〉

外壁面から1メートル以上の幅が確保できる箇所が対象となります。

〈例外規定〉

以下の場合には、一側足場の使用が認められることがあります。

- ・障害物があり、建地を二列に設置することが物理的に困難な場合
- ・外壁の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部が生じる場合
- ・傾斜や凹凸が大きく、二列設置が困難な屋根面等

※ 例外に該当する場合であっても、安全性を確保するための適切な措置を講じてください。

【足場計画図の事前提出～即時適用～】

安全な足場を計画するにあたり、足場業者様には足場設置の 1週間前までに「足場計画図」を必ず提出していただくようお願いいたします。

【足場点検に関する法令要点】

1. 点検者の指名義務（2023年10月1日施行）

点検者は明確に指名される必要があり、その伝達方法（書面、口頭、メール等）は問いません。

2. 点検者の資格要件

以下の資格や研修を修了している者、または同等の知識・経験を有する者を指名してください：

- ・足場の組立て等作業主任者（能力向上教育修了者）
- ・労働安全コンサルタント（土木・建築）
- ・仮設安全監理者資格取得講習修了者
- ・足場点検実務研修修了者

3. 点検記録の保存義務

足場の組立て・一部解体・変更後には、点検者の氏名を記録として残し、保存する義務があります。

4. 法令違反に対する罰則

これらの義務に違反した場合は、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることがあります。

【参考資料】

「厚生労働省リーフレット」



以上、法令遵守と現場の安全確保のため、すべての関係者において速やかかつ確実な対応をお願い申し上げます。

敬具